

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定
について

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を次のように制定
する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員等に関する
基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事
業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている
環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保
健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるよ
うに導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した
日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、熊本市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏ま
えて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9
条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000
人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数

は、次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると熊本市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正等に伴い、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。